

## 第 10 編 特殊器具装置施工基準



# 第1章 総則



## 第1節 総 則

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1.1.1 最低作動<br>水圧 | <p>(最低作動水圧の確認)</p> <p>瞬間湯沸器等，一定以上の水圧を必要とする給水用具は，最低作動水圧を確認し，設置場所での給水圧や同時使用率等を十分考慮して設置しなければならない。</p>  |
| 1.1.2 逆流防止<br>装置 | <p>(取付箇所)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 特殊器具の取付箇所の一次側（上流側）には，止水機構を近接して取り付けること。</li><li>(2) 特殊器具に逆流防止装置がない場合は，器具に近接してその一次側（上流側）に逆流防止器を取り付けること。</li><li>(3) 先止式湯沸器の本体に安全弁（過圧安全装置）が取り付けられていないものは，二次側（下流側）に安全弁を別途取り付ける若しくは止水機構又は逆流防止器を水平に取り付けること。</li><li>(4) バス用吐水口及び固定式シャワーヘッドには，逆流防止機能をもつ止水機構（ミキシングバルブ等）を取り付けること。</li><li>(5) ふろ追い焚き循環回路に直結する構造の場合は，湯沸器内のバキュームブレーカの位置が浴槽のあふれ縁より上方 30 cm以上になるようにすること。</li></ol> |
| 1.1.3 その他用<br>具  | <p>(飲料に供されない用具の設置)</p> <p>ボイラーなど飲料に供されない用具は，原則として受水槽等以降の給水設備に設置すること。</p>  |



## 第 2 章 特殊器具装置



## 第1節 活水器及び浄水器

### 2.1.1 総則

#### (定義)

- (1) 「**管路活水器等**」とは、給水装置の管路（主に給水主管）に設置する活水器及び浄水器のほか、これらを組み合わせた器具や水道水の水質を化学的又は物理的に変化させる器具をいい、次の器具も含むものとする。
- ① 水を電気分解することにより、電解水（アルカリイオン水や酸性水等）を生成する器具（アルカリイオン整水器）
  - ② 特別な媒体（ミネラル材（カルシウムやマグネシウム等））を使用して水道水に変化をつける器具（ミネラル水生成器）
  - ③ 防錆又はスケール防止を主目的とした磁気式、電子式等の水処理装置
- なお、ここでいう「**スケール**」とは、水中に含まれる炭酸カルシウム、硫酸カルシウム、シリカ等の無機塩類が管内等の内壁に析出することをいい、このスケールが析出しやすい設備として、クーリングタワーが挙げられる。
- (2) 「**浄水器Ⅰ型**」とは、水栓の流入側に取付けられ常時水圧が加わるものをいい、給水用具に該当する。
- (3) 「**浄水器Ⅱ型**」とは、水栓の流出側に取付けられるものをいい、浄水器と水栓が一体として製造・販売されているものは給水用具に該当するが、浄水器単独で製造・販売され、使用者が取付けを行うものは該当しない。

### 2.1.2 適用

#### (一般事項)

給水装置の主管路並びに浄水器Ⅰ型及び浄水器Ⅱ型のうち、アンダーシンク型について適用する。

### 2.1.3 申込み

#### (一般事項)

申込みにあつては、「第3編給水装置工事等申込み」によるものとする。

#### (承諾書の提出)

申込みにあつては、「管路活水器等設置条件承諾書」（様式第5号（設計基準））を管理者に提出すること。

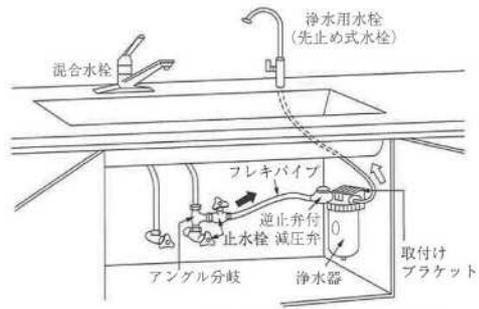


図 10.2.1 先止め浄水器の設置 (参考)

	浄水器 I 型	浄水器 II 型
給水装置		
給水装置対象外		

図 10.2.2 浄水器 (I 型・II 型) の構造 (参考)

## 2.1.4 基準

### (一般事項)

(1) 管路活水器等の中には、水道水中の遊離残留塩素を施行規則に定める基準値 (0.1 mg/l) 以下の濃度まで除去するものがある。このような管路活水器等においては、使用状態によって管路活水器本体およびこれ以降に細菌等が繁殖し、水道水が汚染されるおそれがある。

したがって、設置にあたっては、当該器具の性能や適正な維持管理を理解した上で行わなければならない。

(2) 管路活水器等は、構造材質基準に適合した製品を使用しなければならない。なお、性能基準の適合にあつては、「第4編給水装置設計基準第1章給水装置の計画第1節給水装置の基本的要件」によるものとする。

(3) 管路活水器等の一次側（上流側）に逆流防止の措置を講ずること。

なお、管路活水器等本体が逆流防止性能基準を有している場合であっても、逆流防止の措置を講ずることが望ましい。

(4) 管路活水器等は、水道水の水質を変化させるため、メーターの二次側（下流側）に設置すること。また、メーターの機能及び維持管理に支障をきたすことがないように、メーターとの間隔を50 cm以上確保すること。

(5) 水質異常時等の水質検査や定期点検等に対応するため、原則として管路活水器等の一次側（上流側）から分岐し、水栓を1栓設置すること。ただし、管理者が特に認めるときは、この限りでない。

(6) 給水装置の設置にあたっては、管路活水器等の損失水頭を考慮して流量計算を行うこと。

なお、管路活水器等の損失水頭は、当該器具製造者が公表するものを参考にすること。

(7) 受水槽方式から直結直圧方式へ変更する既存建物に管路活水器等が設置されている場合は、原則として直結直圧方式の基準に適合するよう改造すること。

### (集合住宅等の場合)

(1) 親メーターの設置されていない集合住宅等において、各戸メーターの一次側（上流側）に管路活水器等を設置する場合は、当該器具の一次側（上流側）から分岐し共用メーターを設置し、共用水栓を1栓設置すること。

なお、他の共用メーターがある場合は、これを兼用することができる。

(2) 設置する共用水栓は、水栓柱等地上に露出した給水栓とすること。

### (直結増圧方式の場合)

増圧ポンプを設置する場合は、管路活水器等による水質変化による当該装置の故障を招くおそれや、器具の設置によって損失水頭が大きくなり、過大な増圧ポンプを設置しなければならなくなるため、増圧ポンプの一次側（上流側）には、原則として管路活水器等を設置しないこと。

### (受水槽方式の場合)

遊離残留塩素を除去，低減するタイプの管路活水器等を受水槽に導水する管路の一次側（上流側）に設置すると，受水槽以降の水が汚染されるおそれがあるため，受水槽方式の給水装置では，原則として受水槽の一次側（上流側）の給水装置には設置しないこと。

### (磁気式活水器等)

給水管などの外側に取り付ける磁気式活水器等については，給水装置に該当しないが，メーターの維持管理を適正に行うため，次の取扱いとする。

- ① 磁気式活水器等は，メーター，メーターソケット，仕切弁など，メーター交換等に支障となる部分に取り付けないこと
- ② 磁気式活水器等は，メーターが磁力の影響を受けない位置に取り付けること
- ③ 検査時における管理者の水質検査は，磁気式活水器等の上流側で採取された水道水若しくは磁気式活水器等が外された給水装置から採取された水道水を対象として行うこと

## 2.1.5 責任分界点

### (水質管理の責任分界点)

管理者の水質の責任分界点は，管路活水器等の一次側（上流側）の逆流防止器までとする。このことについては，水道法逐条解説第 16 条の給水装置に直結する給水用具の取扱いで，「活水器等の給水用具を通じて給水される水質の変化について，水道事業者等の責任は免除され得る」となっていることから，法の主旨に抵触しないと解される。

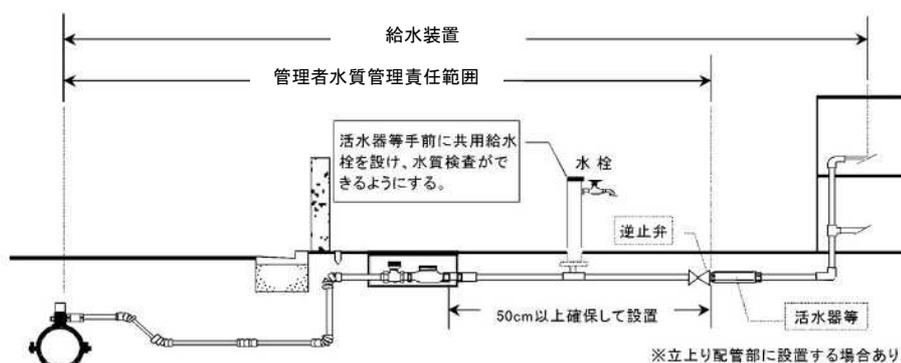


図 10.2.3 直結直圧方式の場合（参考）

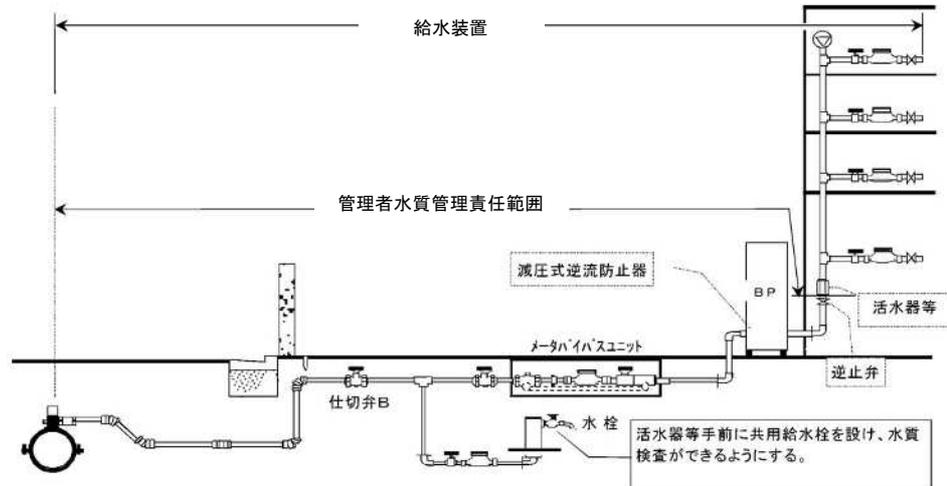


図 10.2.4 直結増圧方式の場合（参考）

## 2.1.6 維持管理

### （一般事項）

- (1) 管路活水器等の維持管理責任は，申込者（所有者）とする。
- (2) 水質の責任分界点は，管路活水器等の一次側（上流側）の逆流防止器までとし，水質変化が予想される管路活水器等の二次側（下流側）の水質及び設置に伴う一切の責任は，申込者（所有者）であることを明確にすること。
- (3) 安全な水を確保するために，メンテナンス等を仕様に応じて適切に行うこと。また，管路活水器等の修理等は，申込者（所有者）の責任で行う旨を明確にすること。
- (4) 管路活水器等を設置後，設置に関し使用者等からの一切の苦情及び問題の対応は，申込者（所有者）の責任で行うことを明確にすること。

## 第2節 給水補助加圧装置

### 2.2.1 適用

#### (一般事項)

給水装置に設置する給水補助加圧装置について適用する。

なお、ここでいう「給水補助加圧装置」とは、配水管の水圧が低い地域で、タンクレストイレ等圧力損失の高い給水用具を設置する際に補助的に加圧する装置であって、内部に逆止弁が内蔵してあるものをいう。

### 2.2.2 申込み

#### (一般事項)

申込みにあつては、「第3編給水装置工事等申込み」によるものとする。

#### (承諾書の提出)

申込みにあつては、「増圧給水設備設置条件承諾書」(様式第4号(設計基準))を管理者に提出すること。

### 2.2.3 基準

#### (一般事項)

- (1) 日本水道協会の認証付帯条件を遵守すること。
- (2) 特定の給水用具の補助加圧に使用し、原則としてすべての給水用具を対象に加圧しないこと。
- (3) 給水補助加圧装置の一次側(上流側)に止水機構を設置すること。
- (4) 原則として単独給水管に設置すること。ただし、流量計算上必要な水量を得られ、かつ他の使用者すべての同意が得られたときは、この限りでない。

#### 日本水道協会の認証付帯条件

- ① 給水補助加圧装置の使用は、戸建て住宅(2・3階建て)に限定するとともに、2・3階に設置の一部給水用具用に使用する。
- ② 製造者又は販売者は、この装置を設置しようとする者又は工事を行うものに、設置にあつては、当該水道事業体に工事施行に必要な申請等を行わせる。
- ③ 製造者又は販売者は、この装置の使用者あるいは使用希望者には、当該装置についての情報が適切に伝わるようにすると共に、維持管理についての適切な情報を提供する。

### 2.2.4 水圧試験

#### (一般事項)

現場での水圧試験は、給水補助加圧装置を取り外した状態で実施すること。

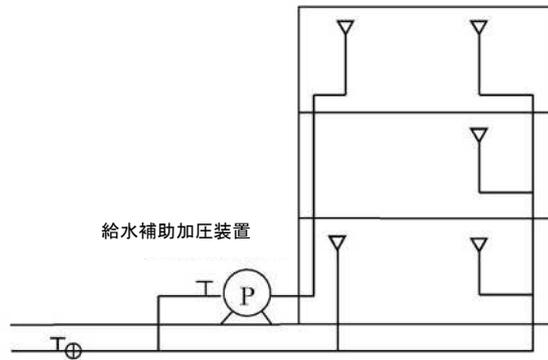


図 10.2.5 給水補助加圧装置の設置 (参考)



図 10.2.6 給水補助加圧装置 (参考)

## 第3節 水道直結型太陽熱利用給湯システム

### 2.3.1 適用

#### (一般事項)

給水装置として湯沸器等の一次側（上流側）に設置する太陽熱利用貯湯湯沸器（太陽熱温水器）について適用する。

なお、ここでいう「太陽熱利用貯湯湯沸器（太陽熱温水器）」とは、一般用貯湯湯沸器（太陽熱温水器）を本体とし、太陽集熱器に集熱された太陽熱を主たる熱源として、水を加熱し給湯する貯湯湯沸器をいう。

### 2.3.2 申込み

#### (一般事項)

申込みにあつては、「第3編給水装置工事等申込み」によるものとする。

#### (承諾書の提出)

申込みにあつては、「太陽熱利用給湯システム設置条件承諾書」（様式第7号（設計基準））を管理者に提出すること。

### 2.3.3 基準

#### (一般事項)

- (1) 設置する給水用具及びユニット等は、構造材質基準に適合したものを設置すること。
- (2) 当該システムの一次側（上流側）に、逆止弁や減圧式逆流防止器等の適切な逆流防止器を備えていること。
- (3) 補給水用として貯湯タンク二次側（下流側）にバイパス配管を設置する場合は、貯湯タンク側とバイパス配管側で適正な流量配分が確保できるよう減圧弁の設定等を仕様書等により確認の上設置し、バイパス配管分岐部の一次側（上流側）に設置すること。
- (4) 現地施工により、当該システムの外側にバイパス配管を設けるものにあつては、当該システムの日常的な使用において貯湯タンク側とバイパス配管側の適正な流量配分を確保することができる構造とすること。
- (5) メーターの二次側（下流側）直近に水質検査用の直結水栓を設置すること。ただし、一戸建ての直結直圧方式又は集合住宅等の直結増圧方式等において直結共用栓等が設置される場合は、省略することができる。
- (6) 集合住宅等、住居用の各戸に子メーターが設置される建物は、当該システムへの給水用に共用の給湯用子メーターを1個設置することができる。ただし、システムへの給水用に子メーターを設置した場合は、各戸の水道料金の他に当該システムで使用する共用の水道料金が発生することを、設置者及び水道使用者等が承諾しなければ、子メーターを設置することはできない。

なお、給湯用子メーターの設置は、容易に検針・交換することができる場所に設置すること。この場合において、建物屋上は常時施錠されている場合が多いため、メーター設置環境の観点から設置することはできないも

のとする。

(太陽熱温水器の種類)

(1) 太陽熱温水器の種類及び設置上の基準を、表 10.2.1 に示す。

表 10.2.1 太陽熱温水器の種類及び設置上の基準

太陽熱温水器の種類	設置上の基準
① 間接加熱式 (強制循環式)	1 集熱器、貯湯タンクは、各々が給水装置用材料に該当するため、性能基準適合品を使用すること なお、直接加熱式(強制循環式)の循環装置は集熱器又は貯湯タンクとセットになっている
② 直接加熱式 (自然流下式)	
③ 直接加熱式 (強制循環式)	
④ 汲置式 ⑤ 自然循環式 ⑥ 受水タンク付 (強制循環式)	1 この方式は、温水器に受水タンク以下装置によって給水する方式であることから、温水器としては給水装置用材料になっていない(受水タンク内のボールタップまで給水装置の適用) したがって、受水タンクにおけるボールタップの取付位置等が基準に適合したものでなければならない なお、自然循環式の場合、受水タンクと貯湯タンクが同一であることからボールタップのフロートの材質はこれに適したものとす 2 この温水器の給湯と直結水との用具による混合は認めない

(2) 太陽熱温水器は、その性格上屋上等の高所に設置されることが多いため、設置にあたっては、次のことに注意しなければならない。

- ① 水圧等給水能力が十分ある位置に設置すること
- ② 立上配管の下部に凍結防止等のための止水栓及び水抜き用の水栓等を設置すること
- ③ 防寒措置を十分に講ずること
- ④ 停滞空気発生防止のための措置を講ずること

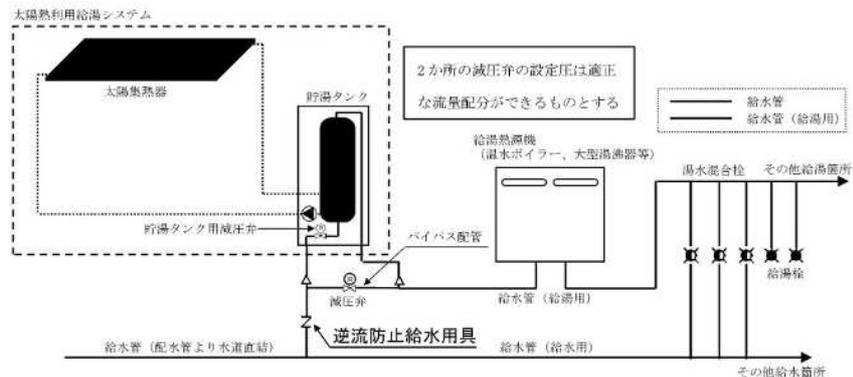


図 10.2.7 太陽熱利用給湯システムの設置 (参考)

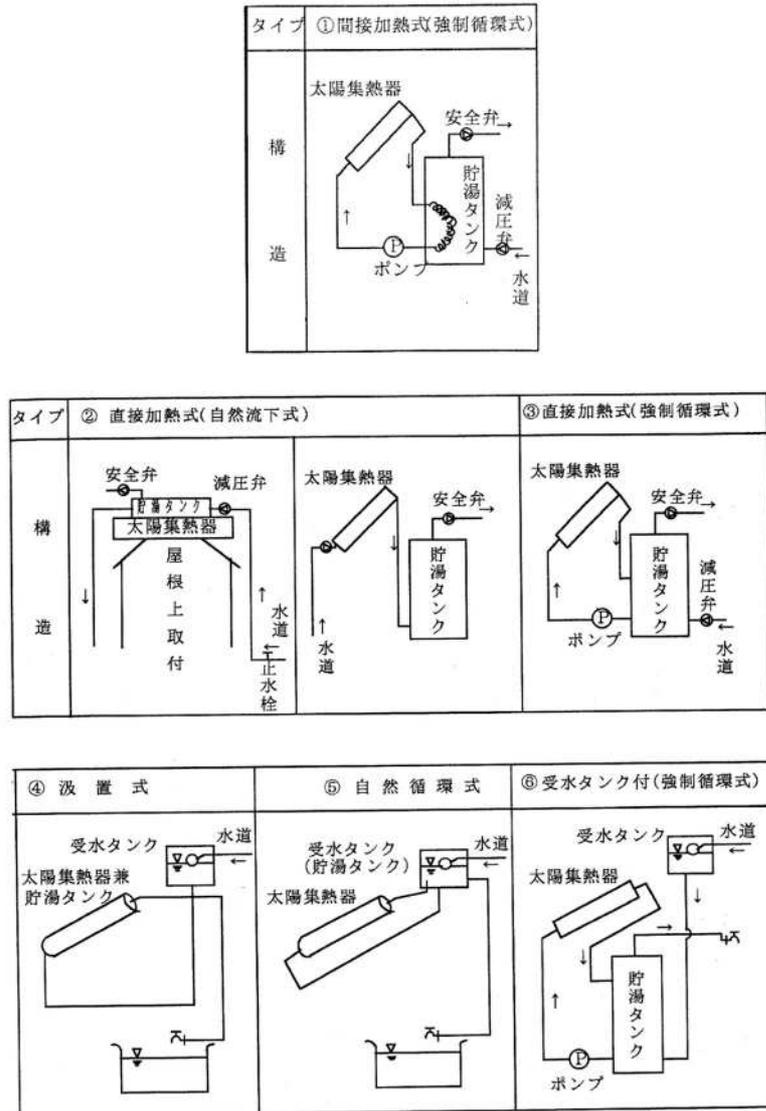


図 10.2.8 太陽熱温水器の種類 (参考)

### 2.3.4 維持管理

#### (一般事項)

逆流防止器，安全弁等，給水用具の経年劣化による機能不全等を防止するため，定期的に当該システムの保守・管理が必要であることを設置者及び水道使用者等に周知すること。

## 第4節 水道直結型耐震性非常用貯水槽

### 2.4.1 適用

#### (一般事項)

本市が指定する避難所及び一時避難所並びに福祉避難所に災害発生時等に緊急用水源として利用する目的で、特定の給水装置に設置される水道直結型耐震性非常用貯水槽（以下「非常用貯水槽」という。）について適用する。

なお、ここでいう「避難所・一時避難所」とは、災害の発生により被害を受けたり、受けるおそれのある場合に本市が指定する避難すべき場所をいい、「福祉避難所」とは、本市が指定した学校施設等、避難所では避難所生活が困難な高齢者や障がい者のうち、特別な配慮を必要とする者が避難する施設をいう。また、「水道直結型耐震性非常用貯水槽」とは、常時は給水装置の一部として機能し、地震時等の非常時には、飲料用及び消火用として貯留水を緊急用水源として利用することができる耐震性を有した水槽をいう。

### 2.4.2 方式

#### (一般事項)

- (1) 非常用貯水槽は、「強制貯水方式」と「自然貯水方式」とに大別される。
- (2) 「強制貯水方式」とは、給水管と非常用貯水槽を接続する流入・流出管路に緊急遮断弁を設け、弁部に内蔵された検知装置により自動的に弁を開閉させて、非常用貯水槽に水を蓄える方式をいう。
- (3) 「事前貯水方式」とは、流入側及び流出側にそれぞれ空気弁を設け、万一サイフォン作用が働いても空気弁の機能により非常用貯水槽内の水の流出を防止して、貯水する方式をいう。

なお、上下流の管が空気弁よりも高い位置にある場合は、高い方の管の破損箇所から濁水が当該水槽内に混入するおそれがあるため、注意が必要である。

### 2.4.3 申込み

#### (一般事項)

申込みにあつては、「第3編給水装置工事等申込み」によるものとする。

#### (承諾書の提出)

申込みにあつては、「耐震性非常用貯水槽設置条件承諾書」（様式第9号（設計基準））を管理者に提出すること。

### 2.4.4 基準

#### (一般事項)

- (1) 本市が指定する避難所及び一時避難所並びに福祉避難所であること。
- (2) 非常用貯水槽の設置及び当該水槽からの応急給水などに支障が生じない土地の広さであること。
- (3) 非常用貯水槽の点検、修理等の維持管理及び水質確認が容易に行えること。
- (4) 給水装置の分岐が配水管であつて、かつメーターの口径が 50 mm以上であ

ること。

(5) メーターの計量方法が、一括計量方式であること。

(6) 継続的に使用される給水装置であって、かつ直結直圧部分に設置すること。ただし、継続的に使用されない直結直圧部分（プールや海水浴場のシャワー室等）には設置してはならない。

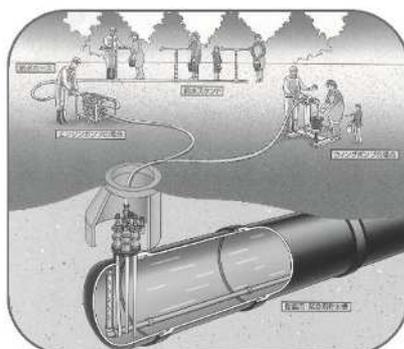


図 10.2.9 非常用貯水槽のイメージ図

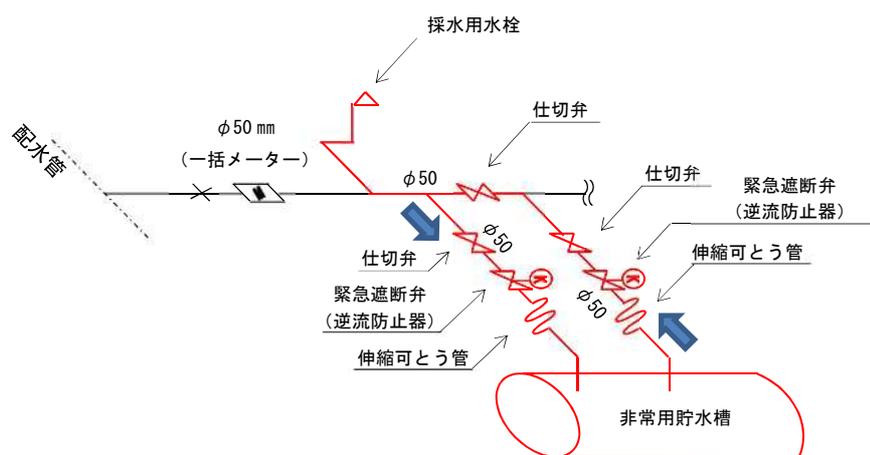


図 10.2.10 非常用貯水槽の設置（参考）



地下式



地上式

図 10.2.11 水道直結型耐震性非常用貯水槽（参考）

## 2.4.5 設計及び 施工

### (設計一般)

- (1) 非常用貯水槽本体及び付属する給水用具等は、構造材質基準に適合したもの、かつ日本水道協会認証品若しくは日本消防設備安全センター認定品であること。
- (2) 非常用貯水槽の水が、常に循環する構造であること。
- (3) 非常用貯水槽を経由した後の末端給水用具において、遊離残留塩素濃度が  $0.1 \text{ mg/l}$  以上確保されること。
- (4) 非常用貯水槽以降の使用水量が、用具に停滞を生じさせないよう十分な水量であること。
- (5) 非常用貯水槽の容量は、原則として計画避難人口に基づいて決定すること。
- (6) 非常用貯水槽の貯水量は、1人1日3ℓを3日間給水する場合を標準とすること。
- (7) 地下式にあつては、点検時など非常用貯水槽を空にした状態でも地下水の上昇による当該水槽の浮上りが起こらないこと。やむを得ず液状化のおそれがある地盤に設置する場合は、液状化対策を講ずること。
- (8) 非常用貯水槽には、「災害時用」、「非常時用」等の表示を行うこと。

### (施工一般)

- (1) 設置箇所の一次側（上流側）に止水機構、緊急遮断弁（逆流防止器）を近接して設置すること。ただし、非常用貯水槽本体に逆流防止性能基準を有している場合は、この限りでない。
- (2) 非常用貯水槽の一時側（上流側）には、水質確認のために水栓を1栓設置すること。
- (3) 流入側及び流出側と非常用貯水槽の接続部とは、設置目的を達成するために伸縮可とう管を設置すること。
- (4) 人孔の内径は、原則として60 cm以上とすること。

## 第5節 製氷機又は冷凍機

### 2.5.1 申込み

#### (一般事項)

申込みにあつては、「第3編給水装置工事等申込み」によるものとする。

### 2.5.2 基準

#### (一般事項)

- (1) 使用形態上、断水による損害が発生しやすい製氷機又は冷凍機への給水は、受水槽以降の給水設備から給水するよう配慮すること。
- (2) やむを得ず直結で使用する場合は、次の取扱いにより設置すること。
  - ① 水栓は、止水栓と逆流防止器以降に設置すること
  - ② 製氷機又は冷凍機の構造は、給水装置への逆流のおそれがないものであること
  - ③ 圧縮用電動機の出力数が 3.7kW 以上のものは、原則としてクーリングタワーを設置すること

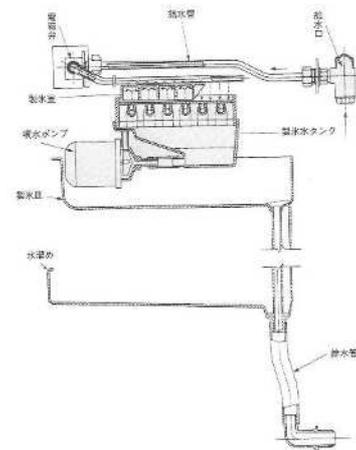


図 10.2.11 業務用製氷機（参考）

## 第6節 ドライ型ミスト発生装置

### 2.6.1 適用

#### (一般事項)

ドライ型ミスト発生装置には、給水装置の適用を受ける常設型（以下「常設型」という。）と給水装置の適用を受けない移動型（以下「移動型」という。）があるが、本節は常設型について適用する。

一般的には、暑熱対応設備として限られた期間に使用されるもののため、移動型での設置が主なものとなる。

### 2.6.2 申込み

#### (一般事項)

申込みにあつては、「第3編給水装置工事等申込み」によるものとする。

#### (承諾書の提出)

申込みに際して、「ドライ型ミスト発生装置設置条件承諾書」（様式第8号（設計基準））を、管理者に提出しなければならない。

### 2.6.3 基準

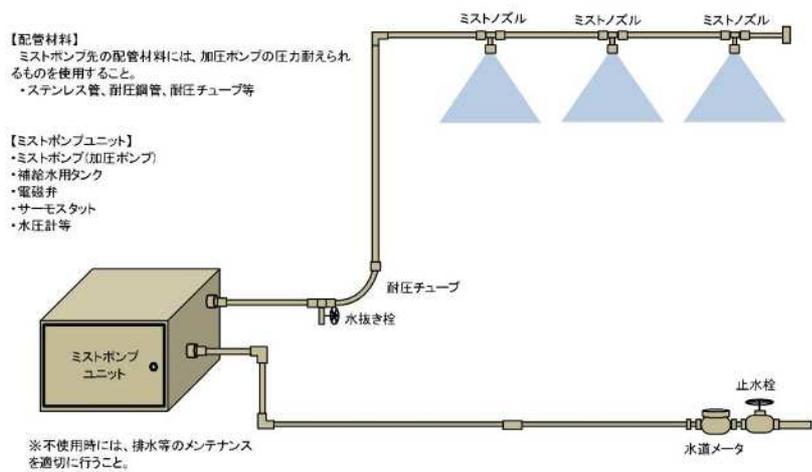
#### (一般事項)

- (1) ドライ型ミスト発生装置は、使用目的や設置場所及び使用するミストノズルのサイズや設置数量に応じた給水ポンプの選択が必要となるため、適切なものを設置すること。
- (2) 常設型を設置する場合は、給水ポンプの一次側（上流側）に逆流防止器を設置すること。ただし、給水ポンプ本体が逆流防止性能を有している場合は逆止弁の設置は、この限りでない。

### 2.6.4 維持管理

#### (一般事項)

常設型にあつては、不使用期間が長期にわたることが想定されることから、水質確保のため排水等のメンテナンスを適切に行うこと。



常設型



移動型

図 10.2.10 ドライ型ミスト発生装置 (参考)

## 第7節 ウォータークーラー及び自動お茶入れ機

### 2.7.1 適用

(一般事項)

給水装置に直結されるウォータークーラー及び自動お茶入れ機について適用する。

### 2.7.2 申込み

(一般事項)

申込みにあつては、「第3編給水装置工事等申込み」によるものとする。

### 2.7.3 基準

(一般事項)

装置の一次側（上流側）に、止水機構及び逆流防止器を設置すること。

### 2.7.4 維持管理

(一般事項)

内部に停滞水が生じるおそれがあるため、長時間使用していないときは、十分に水を入れ替えた後に飲用する必要がある。

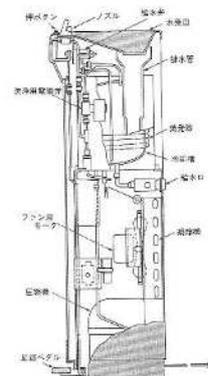


図 10.2.11 ウォータークーラー（参考）



図 10.2.12 ティーディスペンサー（参考）

## 第8節 非常用給水栓

### 2.8.1 適用

#### (一般事項)

受水槽等以降の給水設備に管理者が貸与する子メーターが設置されている集合住宅等について適用する。

なお、管理者貸与の子メーターが設置されていない場合は、所有者等の責任において設置されるため、申請（届出）は不要とする。

### 2.8.2 申込み

#### (一般事項)

申込みにあつては、「第3編給水装置工事等申込み」によるものとする。

### 2.8.3 基準

#### (一般事項)

(1) 非常用給水栓の設置は、受水槽及び高置水槽ごとに1～2個程度とする。

また、設置にあつては、受水槽等の強度を損なうことのないよう、指定工事事業者や製造業者等と調整し、設置すること。

(2) 非常用給水栓には「災害時以外使用不可」等の表示看板を設置するとともに、キー付水栓や結束バンド若しくは蛇口のハンドルを取り外す等の措置を講ずること。

(3) 非常用給水栓は、災害時のみの使用とし、ポンプの故障や自然濁水、計画的工事等、一時的な断水や濁水時には使用しないこと。

### 2.8.4 維持管理

#### (一般事項)

(1) 受水槽及び高置水槽（非常用給水栓を含む。）を適切に管理すること。

(2) 非常用給水栓が破損、損傷等した場合は、所有者及び管理責任者の責任において速やかに修繕を行うこと。また、破損、損傷等による漏水や災害時以外の一般使用が認められた場合は、使用量に対する料金請求に応じること。

## 第9節 湯 沸 器

### 2.9.1 総 則

#### (用語の定義)

- (1) 「湯沸器」とは、ガス、電気及び石油系統の燃料又は太陽熱を熱源として水を加熱し、これを湯として供給する用具の総称であって、瞬間湯沸器、貯蔵湯沸器、貯湯湯沸器、太陽熱温水器に分類される。
- (2) 「瞬間湯沸器」とは、器内の給水管路の一部にあたる吸熱コイル管で熱交換を行い、通過水を加熱給湯する湯沸器で、給湯配管をして使用する先止め式と湯沸器から直接使用する元止め式とがある。瞬間湯沸器は、給湯側を開にした場合に生じる一次側と二次側との水圧差により作動する。

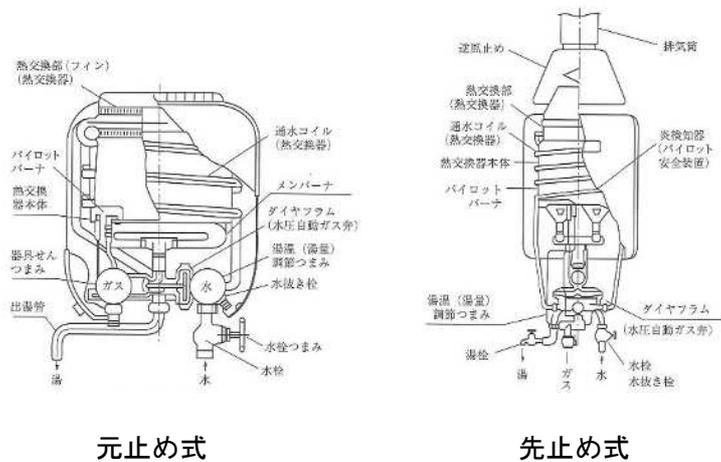


図 10.2.13 瞬間湯沸器 (参考)

- (3) 「貯蔵湯沸器」とは、ボールタップを備えた器体内の容器に貯水した水を、一定温度に加熱して給湯する用具である。ただし、水圧がかからないため湯沸器設置場所では湯を使うことができないものである。

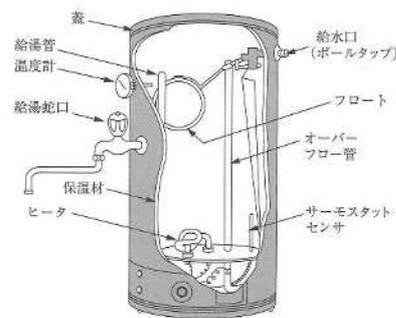


図 10.2.14 貯蔵湯沸器 (参考)

(4) 「貯湯湯沸器」とは、水道に直結された器体内の水を加熱給湯する湯沸器である。この用具は「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和 47 年労働省令第 33 号）の規制を受けるため、減圧弁、安全弁を備え、器体内に所定以上の圧力が生じない構造にするほか、一定湯温以上の上昇を抑えるサーモスタット、湯温及び器体の過熱防止装置などの安全機構を内蔵している、又は配管時にそれらの安全機構を取り付けなければ使用することができない。

なお、暖房機能と給湯機能を併せもつものもあるが、暖房部分については、水道と分離するため、器体と一体となったボールタップ付小型受水槽以下に接続した構造となっている。また、給水装置として取り扱われる貯湯湯沸器は、そのほとんどが貯湯部にかかる圧力が 100kPa 以下で、かつ伝熱面積が 4 m<sup>2</sup>以下の構造のものであり、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に規定するボイラー及び小型ボイラーに該当しないものである。

(5) 「給湯付ふろがま」とは、一つの機器内に給湯用、ふろ追焚用それぞれの湯沸器を持ち、ふろの湯張りや台所、洗面所、シャワー等への給湯及びふろの追焚を行う湯沸器である。

なお、ふろの追焚には、自然循環式と強制循環式のものがある。

(6) 「太陽熱利用貯湯湯沸器」とは、一般用貯湯湯沸器を本体とし、太陽集熱器に集熱された太陽熱を主たる熱源として、水を加熱し給湯する給水用具である。

## 2.9.2 申込み

### (一般事項)

申込みにあつては、「第 3 編給水装置工事等申込み」によるものとする。

## 2.9.3 基準

### (一般事項)

(1) 先止め式瞬間湯沸器及び貯湯湯沸器を除き、特殊用具の二次側（下流側）に、特殊用具を経由しない当該給水装置の給水管（用具）を連結してはならない。

(2) 給湯配管と給水配管の連結は、湯水混合水栓又はミキシングバルブを使用して行うこと。

(3) 止水機構（又は減圧弁、逆止弁）から湯沸器までの給水管及び湯沸器から給水栓までの給湯管は、耐熱、耐食などを考慮して選定すること。

なお、ステンレス鋼管は熱膨張による伸縮が大きいので壁、ハンガなどに固定せず、軽く保持すること。

(4) 管路に生じる熱膨張に対しては、2 個以上のエルボを使用して、枝管の負担を軽減する措置を講ずること。

(5) 給湯暖房併用の湯沸器には、暖房配管用のシスターンが内蔵されていないものがある。この製品には、製品本体又はその梱包箱等に取付け上の注意書（「暖房用補給水はシスターン以下とすること。」）が表示されているので、この表示内容を厳守して取り付けること。

(6) 貯湯湯沸器の二次側（下流側）の湯圧が不足して、2階で給湯施設が満足に使用できない場合は、給湯用加圧装置を貯湯湯沸器の二次側（下流側）に設置することができる。

**（減圧弁・安全弁の設置）**

- (1) 貯湯湯沸器には、減圧弁、安全弁などの安全機構が内蔵されていないものがあるため、この場合は、減圧弁、安全弁を設置すること。
- (2) 安全弁に設ける排水管は逆流を防止する構造とし、かつ安全弁の故障による漏水を容易に発見できる位置に配管すること。
- (3) 減圧弁以下で給水管を支管分岐する場合は、給水管分岐点の二次側（下流側）に逆流防止器を設置すること。